

事例から学ぶ

介護事業者の事故対応

職員による悪質なイタズラへの対応で人権侵害の訴え

－施設長が犯人を捜しても良いか？－

■リネン室でたびたび器物破損のイタズラ

介護付き有料老人ホームのリネン室で、原因不明の器物破損事故が立て続けに起こりました。最初は洗濯機のスクリューに、ガムテープが1個分執拗に巻かれていましたが、剥がす手間はありませんでしたが、損害はありませんでした。施設長は主任たちを呼んで、「こんな悪質なイタズラをする職員に心当たりは無いかな？」と尋ねましたが、誰も答えませんでした。次は、洗濯機の電源プラグが全部へし折られていて、電源コードごと交換することになりました。その後も、執拗にイタズラが繰り返され、器物破損の被害が出るので、施設長は業を煮やして、リネン室の入り口近くの廊下側のキャビネットの中に隠しカメラをしかけました。

次にイタズラが発見された後すぐに施設長が監視カメラのビデオを調べると、イタズラのあった時刻に職員Mが出入りするところが画像で確認されました。施設長は、証拠の画像見せて職員Mを問い詰めて「損害を弁償するように」と言いましたが、職員Mは頑強に行為を否定します。その後、イタズラはパタッと無くなり、Mの仕業であるという噂が職員間に広がりました。Mは施設を退職しユニオン(労働組合)に相談に行き、「不当な扱いを受けて人権を侵害された」と訴えたため、ユニオンから注意を受けました。

軽犯罪事件の被害に対して犯人探しをしてはいけない

■なぜ人権侵害なのか？

本事例はなぜ人権侵害としてユニオンに訴えられてしまったのでしょうか？施設長は、おそらく職員であろうイタズラ行為に憤慨すると共に、執拗に続く損害の対応に業を煮やしたのでしょう。また、イタズラを行った職員をこらしめようとして、犯人探しのためにカメラをしかけたのでしょう。



しかし、本事例のイタズラは犯罪でもあるので、これを勝手に調査して犯人を捜して捕まえてはいけません。逮捕権を持たない民間人が、犯罪者を捜査し逮捕することは「私人逮捕」と言って現行犯など許された場合しかできません。しかも、職場内で管理下にある職員を確たる証拠もなく犯人扱いするのは、この職員の主張通り人権侵害になります。

しかも、施設長は職員に断りもなく隠しカメラを仕掛けて、職員の容姿を勝手に撮影していることはプライバシーの侵害であり、それだけでも人権侵害になります。また、職員Mがイタズラする場面を録画した訳ではなく、その時間に入出入りしたというだけですから、犯人とする証拠にはなりません。では、このような職員や関係者によるイタズラ(軽犯罪行為)が起きた場合は、管理者はどのように対応したら良いのでしょうか？

■軽犯罪として警察に届ける

基本的には犯罪行為の被害に遭ったのですから、まず、警察に行って相談し、告訴せずに被害届のみを提出します。警察には「施設内にイタズラを止めるよう警告の張り紙を出して様子を見ます。もし、悪質化するようであれば再度相談します」という程度に留めます。

次に、警察に被害届を出したことを職員に文書で知らせて、心当たりがある人は申し出るように通知します。同時に、加害行為を行った者には行為を止めるように警告し、「イタズラが続くようであれば警察に告訴する」と付け加えます。通常はこの対応でイタズラは止みますが、止まない場合は警察への告訴を検討します。たとえ施設の管理下で発生したことで、証拠も無く職員を犯罪の容疑者として扱うと、人権侵害になり、注意が必要です。

発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
マーケット開発部 市場開発室
担当 森田・山口 TEL 050-3462-6444

担当課・支社 代理店